

調 達 品 目 表

調達要求番号	3-05-1007-013F-LF-2030	作成部課	補給本部需品部需品管理課
調達要求年月日	令和 5年 5月26日	作成年月日	令和 5年 5月26日
仕様書番号	C&LPS-M00002-14		
物品番号	4610-426-1346-5M1		

品名	カタログ製品名 ^{a)}	数量	
超純水システム	構成(基準)	1SE	
	純水製造装置		メルク(株)
	超純水製造装置		Milli-Q IQ 7005 Pure & Ultrapure Water Purification System
	ディスペンサー		
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)		

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。また、数量については、箇条 2a)を基準とする。

1.4 引用文書等

b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)(装管調第807号 令和3年1月21日)

2 製品に関する要求

同等とする性能等は、次による。

a) 構成(基準)

- 1) 純水製造装置 × 1SE
- 2) 超純水製造装置 × 1SE
- 3) ディスペンサー × 1SE

b) 性能要求

- 1) 純水製造装置は、次による。
 - 1.1) 純水の製造は、EDIモジュールを有するイオン交換器による。
 - 1.2) 純水の水質は、比抵抗が5 MΩcm以上である。
 - 1.3) 純水の製造速度は、5 L/h以上である。
 - 1.4) 純水の採水速度は、2 L/min以上である。
 - 1.5) 純水を貯蔵するタンクを有し、当該タンクには殺菌機能を有する。
 - 1.6) 化学水栓に直結可能である。

調 達 品 目 表 (続 き)

- 1.7) 超純水製造装置へ送水機能を有する。
 - 1.8) 電源は、AC100V、50/60 Hz である。
 - 2) 超純水製造装置は、次による。
 - 2.1) 製造される超純水の水質は、電気抵抗値 18.2 MΩcm 以上である。
 - 2.2) 製造される超純水の水質は、TOC 値 5 ppb 以下である。
 - 2.3) 採水速度は、1.5 L/min 以上である。
 - 2.4) 電源は、AC100V、50/60 Hz である。
 - 2.5) 純水製造装置と接続し、受水可能である。
 - 3) ディスペンサーは、次による。
 - 3.1) 水質表示のある操作パネル付きである。
 - 3.2) 超純水製造装置と接続し、超純水を採水可能である。
 - 3.3) 超純水製造装置から 3 m 以上離して採水可能なノズル等を備える。
 - 4) 超純水システム全体（附属品のディスペンサー用フットペダルを除く。）は、180 cm×76 cm の実験台上に設置可能である。
 - 5) 純水製造装置、超純水製造装置及びディスペンサーはそれぞれ適切に接続可能であり、接続した状態で正常に作動する。
 - 6) 原水は、航空自衛隊入間基地航空医学実験隊の水道水から採水し、水圧に関して前処理が必要な場合は実施する。
 - 7) 本製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコードプログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他、官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。
- ### 2.2 製品の表示
- 製品の表示は、1 種銘板とする。
- ### 5.1 提出書類
- 類別原資料の提出は、不要とする。
- ### 5.2 附属品（標準附属品である場合を除く。）
- 附属品は、本体との電子的接続が必要な場合は、電子的接続が可能な専用品とし、本体 1 S E 毎に次に示す製品を附属させる。
- a) ディスペンサー用フットペダル × 1 S E
- ### 5.3 設置・調整
- #### 5.3.1 全般
- 契約の相手方は、事前に納入先部隊と調整し、本装置を官側の指定する場所に搬入し、要求する機能及び性能を満足するように組立、据付及び動作確認を実施し、使用可能な状態で引き渡す。
- なお、基地への立ち入り等については、納入先部隊の規則等に従う。
- #### 5.3.2 官側における支援
- 契約の相手方は、納入場所における搬入及び据付の実施にあたり、官側の支援を必要

調 達 品 目 表 (続 き)

とする場合は、次の事項について、事前に官側と調整の上、官側の支援を無償で受けることが可能である。

- a) 現地部隊における搬入器材の保管
- b) 現地における電力及び水の使用
- c) その他、官側が必要と認める事項